

各 学 校 法 人 理 事 長
私 立 幼 稚 園 設 置 者 殿

東京都生活文化スポーツ局私学部長
加 倉 井 祐 介
(公 印 省 略)

令和 6 年度私立幼稚園預かり保育推進補助調査表（新制度移行園用）の提出について（依頼）

平素より円滑な補助金の執行事務にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

平成 27 年度より子ども・子育て支援新制度が施行され、新制度へ移行する幼稚園・認定こども園が預かり保育事業を実施する際は、区市町村から一時預かり事業（幼稚園型）を受託することが原則となりました。しかし、一時預かり事業（幼稚園型）への円滑な移行が困難な園として経過措置の対象となる施設については、私学助成の預かり保育補助を受けられることとなっています（ただし、平成 26 年度に私学助成の預かり保育補助を受けている場合に限ります。）。

今年度私学助成の預かり保育補助を実施する予定の新制度移行園におかれましては、下記のとおり私立幼稚園預かり保育推進補助に係る調査表の御提出をお願いいたします。区市町村との協議等により、一時預かり事業（幼稚園型）を実施すると確定している施設につきましては、本調査表の提出は不要です（詳細は、下記 4 留意事項（2）を御参照ください。）。

なお、調査表様式及び本通知に係る資料は、以下のアドレスからダウンロードをお願いします。

（「1 私立幼稚園預かり保育推進補助調査表（新制度移行園用）の提出について」が該当の箇所です。）

<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/0000000715.html>

記

1 提出書類（**施設ごと各 1 部** ※下記（2）から（5）については、該当施設のみ）

- （1）令和 6 年度私立幼稚園預かり保育推進補助調査表（新制度移行園用）（別記調査表様式 1）
- （2）「教育時間終了後」の預かり保育日誌の写し（令和 6 年 4 月及び 5 月分）
- （3）「教育時間終了後」の令和 6 年度預かり保育事業が分かる書類（実施計画書等）の写し及び保護者等への周知文書等
- （4）「早朝」預かり保育日誌の写し（令和 5 年 5 月分）
- （5）「早朝」の令和 6 年度預かり保育事業が分かる書類（実施計画書等）の写し及び保護者等への周知文書等

2 提出期限及び提出方法

令和 6 年 7 月 24 日（水曜日）必着

下記担当宛て該当書類を郵送で御提出ください。

※封筒に「令和 6 年度預かり保育推進補助金調査表等在中」と朱筆で明記してください。

3 記入及び提出上の注意事項

- （1）調査表様式 1 の記入にあたっては、（別添 1）「令和 6 年度私立幼稚園預かり保育推進補助調査表記入方法について」をご参照ください。
- （2）幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園については、対象となる預かり保育事業について記入上の留意事項がございますので、（別添 2）を御覧ください。
- （3）様式の部数が不足する場合は、適宜複写して御記入ください。

- (4) 周知文書等及び日誌の写しについて、右上に必ず幼稚園名と学校コードを御記入ください。日誌の写しについて枚数が多い場合等は、読み取れる範囲で縮小や両面コピー等をしていただいて結構です。「教育時間終了後」及び「早朝保育」を同一の日誌に記載している場合は、一部で構いません。
- (5) 「教育時間終了後」の平均預かり園児数には、「早朝」預かり保育のみ利用の園児数は含めないでください。
- (6) 対象の園児は在籍園児ですので、2歳児等の非在籍園児は預かり保育を行っていたとしても園児数に含めないでください。なお日誌に対象外の児童が含まれている場合は、マーカー等でわかるようにしてください。
- (7) 周知文書等は、「教育時間終了後」及び「早朝」分については開始時間及び終了時間の記載があるものを御提出ください。「長期休暇中」の日誌及び周知文書等は提出不要です。
- (8) 提出書類の写しは、令和6年度から5年間保管してください。
- (9) 調査表様式及び本通知に係る資料は、下記のアドレスからダウンロードをお願いします。
<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/0000000715.html>

4 留意事項

- (1) 新制度に移行する幼稚園・幼保連携型認定こども園については、原則として、一時預かり事業（幼稚園型）における対応が原則となりますが、子ども・子育て支援新制度施行前の平成26年度に私学助成の預かり保育補助（私立幼稚園経常費補助及び私立幼稚園教育振興事業費補助の特別補助「預かり保育事業補助」または私立幼稚園預かり保育推進補助）の補助実績があり、かつ、
- ①利用者居住区市町村が一時預かり事業（幼稚園型）を実施しない場合
 - ②利用者居住区市町村が一時預かり事業（幼稚園型）を実施しているが、一時預かり事業（幼稚園型）としての設備・人員基準等を満たしておらず一時預かり事業（幼稚園型）を受託できない、又は補助を受けられない場合
 - ③利用者居住区市町村が一時預かり事業（幼稚園型）を実施しており、一時預かり事業（幼稚園型）としての設備・人員基準等を満たしているが、従来の「預かり保育」との支援方法との間に大きな差異がある場合
- のいずれかの要件に該当している場合は、経過措置として私学助成の預かり保育補助を受けられることとなっています。
- 現時点で、一時預かり事業（幼稚園型）と私学助成の預かり保育補助とのいずれを実施するか確定していない場合は、本調査表をご提出ください（本調査表は、私学助成の預かり保育補助（私立幼稚園預かり保育推進補助）の算定資料として使用しますが、調査表提出後、交付申請書を提出しないことも可能です。）。
- (2) 区市から一時預かり事業（幼稚園型）以外の委託を受けている場合で、委託事業の対象となっている教職員のみで預かり保育を実施している場合には、補助の対象にはなりませんので御注意ください。

5 今後のスケジュール（予定） ※今後変更の可能性があります。

令和6年 7月 私立幼稚園預かり保育推進補助調査表提出

※教育時間終了後及び早朝の実施有無及び平均預かり園児数の確認、
長期休暇中の実施予定有無の確認を当該調査表にて実施

令和6年10月頃 交付申請提出依頼

令和6年11月 交付申請提出（冬期休暇中の預かり保育を実施しない園）

※春期休暇中、夏期休暇中の実施有無及び平均預かり園児数の確認

令和7年 1月 交付申請提出（冬期休暇中の預かり保育を実施する園）

※春期休暇中、夏期休暇中、冬期休暇中の実施有無及び平均預かり園児数の確認

令和7年 3月頃 交付決定及び実績報告提出依頼（4月提出締切）

令和7年 5月 額確定・支払

6 提出先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎18階北側
東京都生活文化スポーツ局私学部私学振興課助成担当 那須

7 問合せ先

業務の都合上、お電話をいただいても不在の場合が多く、折返しのお電話ができない場合もあります。
恐れ入りますが、記入方法等についてお問い合わせの際は、可能な限りメールにてお願いします。

東京都生活文化スポーツ局私学部私学振興課助成担当 那須
E-Mail S1121501@section.metro.tokyo.jp